

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 22 年度佐賀県准看護師試験を次のとおり行います。

平成 22 年 10 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験日時等

- (1) 実施日 平成 23 年 2 月 18 日（金曜日）
- (2) 着席時間 午後 1 時
- (3) 事前説明 午後 1 時 10 分から午後 1 時 30 分まで
- (4) 試験時間 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- (5) 途中入室 試験開始後 30 分（午後 2 時）まで入室受験可
- (6) 途中退席 試験開始後 60 分（午後 2 時 30 分）から試験終了 10 分前（午後 3 時 50 分）まで退席可

2 試験場所

グランデはがくれ 佐賀市天神二丁目 1 番 36 号

佐賀県立総合看護学院 佐賀市兵庫南三丁目 7 番 17 号

3 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 23 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定

した准看護師養成所を卒業した者（平成 23 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成 23 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）

(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成 23 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）

(5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 23 年 3 月までに卒業する見込みの者を含む。）

(6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、佐賀県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 試験方法

四肢択一方式による筆記試験

6 受験手続

(1) 受験願書の請求先

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県健康福祉本部医務課看護担当

(2) 受験願書の郵便請求

郵便請求の場合、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書きし、返信用封筒を同封してください。

返信用封筒は角 2 型(縦 33.2 センチメートル×横 24.0 センチメートル)とし、あて先及び郵便番号を明記の上、140 円分(複数部を請求する場合は必要相当額)の切手をはり付けてください。

(3) 受験願書の受付期間

平成 23 年 1 月 4 日(火曜日)から平成 23 年 1 月 11 日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

なお、郵送の場合は、平成 23 年 1 月 11 日(火曜日)の消印まで有効とします。

(4) 受験願書の提出先

(1)に同じ。

郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

(5) 試験手数料

6,900 円

受験願書の所定の欄に佐賀県収入証紙をはり付けてください。(消印は、しないでください。)

なお、佐賀県収入証紙の購入が困難な場合は、定額小為替証書又は普通為替証書(受取人は指定しないこと)を添付してください。(定額小為替証書及び普通為替証書は、ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局で入手可能です。)

受験願書受理後は、既納の手数料は返還しません。

(6) 提出書類

ア 受験願書

写真は、出願前 6 か月以内に脱帽、正面及び上半身を撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを写真欄にはり付けてください。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 修業証明書又は卒業証明書、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書

(イ) 4 の(6)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し(原本も持参すること。)

(ウ) 4 の(7)に該当する者は、佐賀県知事が交付した准看護師国家試験受験資格認定書の写し(原本も持参すること。)

ウ 返信用封筒

受験票送付に必要なため、長形 3 号(12.0 センチメートル×23.5 センチメートル)の返信用封筒にあて先及び郵便番号を明記し、380 円分(簡易書留郵便料金を含む。)の切手をはり付けてください。

7 受験票の交付

(1) 原則として各准看護師学校養成所あてに一括送付します。個人受け付け分は、個人あてに郵送します。平成 23 年 2 月 4 日(金曜日)までに届かないときは、佐賀県健康福祉本部医務課看護担当までお問い合わせください。

(2) 試験会場は、受験票により通知します。

(3) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 受験の無効

受験願書提出の際、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成 23 年 3 月 7 日（月曜日）までに、修業証明書又は卒業証明書を提出してください。

期限までに提出されない場合、当該者の受験は無効とします。

9 合格発表

平成 23 年 3 月 16 日（水曜日）午前 10 時に合格者の受験番号を佐賀県庁本館の正面玄関横にある掲示板に掲示するとともに、佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載します。

また、合格者には、合格証書を交付します。

なお、電話による試験結果の問い合わせには応じません。

10 試験結果に係る個人情報の開示請求

佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条の規定に基づく個人情報の開示請求等の特例に係る事務取扱要領により開示します。

なお、電話による開示請求は受け付けできません。

(1) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点

(2) 開示を行う期間 合格発表の日から 1 か月間（平成 23 年 3 月 16 日（水曜日）から平成 23 年 4 月 15 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(3) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課

(4) 開示請求できる者 受験者本人に限る。（受験票を持参すること。）

(5) 開示の方法 閲覧

11 問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部医務課看護担当

電話 0952-25-7072

E-mail imu@pref.saga.lg.jp